

平成22年 5月発行



第145号

羽島商工会議所

会議所タイムズ

〒501-6241

岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL<058>392-9664 FAX<058>392-6708

E-mail : info@hashima-cci.or.jp URL : http://www.hashima-cci.or.jp

ふじまつり 美濃竹鼻まつり開催

四月二十三日から五月五日にかけて、ふじまつりが開催されました。「竹鼻別院のフジ」として多くの人に親しまれる樹齢三百年を越す古木の開花を楽しむお祭りです。今年は四月以降も気温が上がらず、例年より1週間ほどフジの開花が遅く、見ごろは四月末となりました。

そして祭りのハイライトとなる松山大浦線での曳揃えに皆は圧巻されていました。

五月三日の竹鼻まつりでは六輛の山車の曳行が竹鼻商店街一円で行われました。八剣神社での奉芸、



- 2ページ：ジヨブカード、司法書士相談会、雇用保険改正
- 3ページ：税制改正、入会者紹介
- 4ページ：小規模企業共済、相談窓口のご案内、金融情報

子育て支援に寄付

当所は、羽島プレミアム付商品券事業の終了に伴い、当商品券の未利用・未換金分として残った三十四万円

を羽島市に寄付しました。この寄付金は、子育て支援事業の一つであるブックスタート事業に充てられることになりました。



ブックスタートとは、すべての赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動です。乳児健診時にお勧めの絵本などが入ったブックスタートパックが保護者の方に手渡されます。

お知らせ

六月は商工会議所会費納入の月です。

事業所名・代表者名等に変更がございましたら、商工会議所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

会費納入にはご指定の預金口座（ゆうちょ・農協を除く全ての金融機関にて可）より引き落としをさせていただきます。

ただく会費口座振替もご利用いただけます。新たにご利用される方は五月末日までにお申し込み下さい。

また、会費は従業員数・資本金額（法人の場合）によって、計算基準が定められておりますので、ご不明な点がございましたら、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

ジョブ・カード制度
有期実習型訓練とは：

有期実習型訓練とは、厚生労働省の事業「ジョブ・カード制度」における雇用契約を結んだ六ヶ月以下の職業訓練のことをいいます。企業がこの制度を利用して求人を行う場合、履歴書や面接だけではわからないその人の適正を、現場実習と座学を組み合わせた訓練を通じ判断をすることができます。

訓練生の職業能力を客観的に評価し、職業能力形成機会を与えることが制度の目的の一つであるため、残

念ながら正規の採用につながらないケースもありますが、その反対に実務能力を身につけさせてからの採用は、企業の力強い即戦力となります。

訓練に対する助成、賃金助成などの助成金により採用コストを抑えることもでき、この制度の利用は企業にとって非常に大きなメリットをもたらすでしょう。

ご利用やご質問等は地域ジョブ・カードサポートセンター（会議所内）へお気軽にお問い合わせ下さい。

羽島商工会議所 新事業！6月より開催！！

無料「司法書士相談会」開催

6月より当所におきまして岐阜県司法書士会所属の司法書士による無料法律相談会を開催いたします。

登記・債権・債務等での困りごと、悩みごと、まずは、**商工会議所「司法書士相談会」**へ！

もちろん**秘密厳守、無料**にて！

日程：6月より 毎月 第4水曜日
午後1時～午後4時 **要予約**
場所：羽島商工会議所 2階
料金：無 料

詳しくは、タイムズ6月号折込みチラシにてご案内いたします。

労働者
求職者
事業主

の皆さまへ

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました。

○主な改正内容は以下のとおりです

- 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 ○6ヶ月以上の雇用見込みがあること
○1週間の所定労働時間が20時間以上であること

【新】 ○31日以上[※]の雇用見込みがあること
○1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- 失業等給付に係る雇用保険料率に変更になりました。

(平成21年度) 一般の事業の場合

0.8% (を労使折半)
+
0.3% (二事業に係る雇用保険料率)
||
1.1%

(平成22年度) 一般の事業の場合

1.2% (を労使折半)
+
0.35% (二事業に係る雇用保険料率)
||
1.55%

- 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善（今後施行予定）

◇事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

◇施行日以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）

平成22年度税制改正での 主な改正点を紹介します。

○扶養控除が見直されました

子ども手当が支給される15歳以下の子どもを持つ世帯は、所得税で38万円を課税対象額から差し引く現在の仕組みが平成23年1月分から廃止となります(個人住民税については平成24年度分以後より適用)。また、16〜18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(所得税25万、個人住民税は12万)は廃止されます。一方、19〜22歳までの特定扶養控除、23〜69歳の成年部分の扶養控除は維持されます。

○住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置が拡大されました

平成22年から平成23年末までの期限措置で、直系専属からの住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置が大幅に拡充されました。暦年課税であれば1500万円(平成23年は1000万円)

住宅取得等資金贈与の特例一覧表(単位:万円)

	贈与特例	相続時精算課税	合計	
21年	所得制限なし(旧制度)	500	2,500+1,000=3,500	4,000
22年	所得2000万円以下	1,500	2,500	4,000
	所得2000万円超	500(旧制度適用)	2,500	3,000
23年	所得2000万円以下	1,000	2,500	3,500
	所得2000万円超	0	2,500	2,500

まで、相続時精算課税であれば4000万円(平成23年は3500万円)までが非課税となります。

○特殊支配同族会社(いわゆる一人オーナー会社)の役員給与の損金不算入制度が廃止されることになりました(平成22年4月1日から適用)

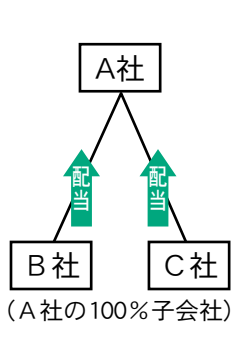
○グループ法人税制の整備
従前は、所得金額の通算を前提とする「連結納税制度」がありましたが、税制改正により、所得の通算を前提としないグループ法人(100%の資本関係がある国内会社)の税制が新たに整備されることとなります。

へグループ法人税制の 主な特徴

- ・グループ法人税制における中小企業の特例の取扱い
- ・中小企業への税制特例(法人税の軽減税制、交際費の損金算入特例等)の適用の有無は、中小企業自身の資本金が1億円以下か否かで判定を行っていますが、改正により自らの資本金に加え、親会社の資本金等も判定の基準とされることとなります(平成22年4月1日から適用)
- ・グループ法人間における寄附金の取扱い

グループ法人間で寄附を行う場合、支払側においては全額損金不算入とするのと同時に受取側においても全額益金不算入とする措置がとられます。(平成22年10月1日から適用)

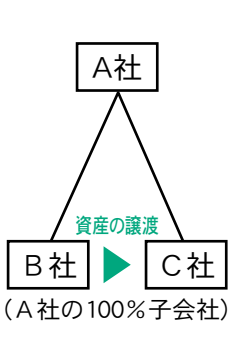
○中小企業倒産防止共済制度が今後改正されます
【平成22年夏までに実施】



現行
親会社の負債利子の一部が益金不算入の対象になり課税される

改正後
グループ内の受取配当については、全額益金不算入(負債利子の控除は不要に)

・受取配当等の益金不算入制度における負債利子の控除(平成22年4月1日から適用)



現行
譲渡時に含み損益を認識し、課税対象に

改正後
グループ内の資産の譲渡取引において生ずる損益については課税を繰延べる

・譲渡取引時の課税(平成22年10月1日から適用)

ご大会ありがとうございます
新入会員の紹介
平成22年3月加入分

セールスブレイン

代表者 渡辺 誠司
所在地 下中町城屋敷234
事業内容 広告コンサルタント
部会 飲食・サービス



共済金の貸付けを行う事由に、これまでの法的整理等に加え、私的整理の一部(債務整理を代理する資格を持つ弁護士・司法書士が関与する私的整理)が追加されます。

【平成23年10月までに実施】

- ・共済金の貸付限度額等を3200万円から8000万円に引き上げられます。
- ・(毎月の掛金の上限額を8万円から20万円に拡大)
- ・貸付金を早期に完済した場合に早期償還手当金を支給する制度が創設されます。

経営者の退職金で

小規模企業共済

（商業・サービス業は五人以下）の個人事業主および会社の役員です。加入時の年齢制限はありません。

◆事業資金の借り入れ

契約者の方は、納付した掛金の合計額の範囲内で、事業資金等を借り入れることができます。（担保・保証人不要）

◆本制度のお問い合わせ先

羽島商工会議所
（三九二）九六六四

また、ご契約者のみなさまには電話の自動音声サービスでの、掛金払込証明書や掛金納付状況表などの書類の自動発送サービスもごさいますので活用ください。

掛金月額は千円から七万円
の範囲で五百円単位で自由に選べます。また、払込方法は月払い、半年払い、年払いから選べます。
加入できる方は、常時使用する従業員が二十人以下

小規模企業共済（以下、共済）制度は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業を廃止したり、退職したりした場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度です。

◆制度の特色
共済金は、廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

共済金の種類は事業を辞めたときは共済金A、役員の病気等による退職、老齢給付（年齢が六十五歳以上で十五年以上納付したとき）

は共済金B、役員の任意または、任期満了による退職や配偶者、子へ事業譲渡したときは準共済金、任意解約は解約手当金が受け取れます。（受取額は下表参照）

受け取り方法は、一括、分割（十年または十五年）、一括と分割の併用のいずれれかを選択できます。

掛金月額は千円から七万円の範囲で五百円単位で自由に選べます。また、払込方法は月払い、半年払い、年払いから選べます。

加入できる方は、常時使用する従業員が二十人以下

羽島商工会議所 無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	事業資金の融資相談、融資制度のご説明をいたします。 【日時】5月26日(水) 10:00~12:00 【場所】本所2F婦人部研修室 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	日々の記帳でわからないこと、帳簿の付け方の指導を希望される方など、ご利用下さい。 【日時】 5月19日(水) 19:00~21:00 5月24日(月) 10:00~正午 5月25日(火) 14:00~16:00 【相談員】税理士(夜間のみ)・本所職員
経営技術 要予約	モノづくりセンターの移動窓口相談は、今年度より特別に相談日を設けておりませんので、一度ご連絡下さい。日程調整等を行います。 【相談員】 (財)岐阜県産業経済振興センター モノづくりセンター

※金融、経営・技術のご相談は、お電話にてご予約ください。

お問い合わせ
中小企業相談所 ☎ 392-9664

金融情報

金利のお知らせ (H22.5.1現在)

【日本政策金融公庫】

マル経資金.....1.95%
(設備資金貸付について、当初2年間の貸付利率が0.5%低減されます。)

普通貸付.....2.25%

【羽島市融資制度】

小口融資.....0.75%

※小口融資のお問い合わせは、羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

小規模企業共済法の一部改正案が成立 (平成22年4月14日)

今まで個人事業者は、事業主以外は加入することができませんでしたが、法改正により、事業の経営に携わる人(共同経営者)について、加入することができるようになります。

共同経営者とは、「個人事業主と共に経営に参画している者」で、2名まで加入することができます。また、経営に参画していれば、個人事業主との続柄は問われません。

本改正は平成23年4月までに施行される予定です。

今後、詳細が分かりましたらその都度、皆様にお知らせいたします。

共済金等の受取額 (掛金月額が10,000円の場合)

金額の単位(円)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000	621,400	614,600	600,000	納付月数が240ヵ月未満場合は掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000	1,290,600	1,260,800	1,200,000	
15年	1,800,000	2,011,000	1,940,400	1,800,000	
20年	2,400,000	2,786,000	2,658,800	2,419,500	
30年	3,600,000	4,348,000	4,211,800	3,832,740	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い